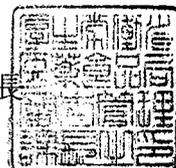




薬食審査発第 1001005 号
平成 20 年 10 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



薬物に係る治験に関する副作用等の報告に係る
薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行等に関する留意事項について

平成 20 年 2 月 29 日に公布された薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 25 号。以下「一部改正規則」という。）の概要等については、「薬物に係る治験の計画の届出及び治験に関する副作用等の報告に係る薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 20 年 2 月 29 日付け薬食発第 0229011 号厚生労働省医薬食品局長通知）によりお示ししたところです。

今般、一部改正規則による改正後の薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「規則」という。）第 273 条第 2 項及び第 3 項の留意事項について、下記のとおり通知いたしますので、貴管下関係業者、医療機関等に対して周知いただきますよう御配慮願います。

記

1. 一部改正規則による改正後の規則の留意事項は以下のとおりである。

(1) 第 273 条第 2 項関係

既に本邦において製造販売の承認を受けている医薬品の用法・用量又は効能・効果の追加、変更又は削除に係る承認事項一部変更を目的とする治験を実施する際には、海外で発生した副作用・感染症症例（以下「副作用

等症例」という。)については、薬事法(昭和35年法律第145号)第7条の4の2第1項の規定に基づき報告された製造販売後の安全性情報を活用することとしていることから、当該医薬品の承認を受けている製薬企業は、同条の規定に基づき当該医薬品の副作用等症例について独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に報告する際に、その旨が確認できるよう、「市販後副作用等報告及び治験副作用等報告について」(平成18年3月31日付け薬食審査発第0331022号・薬食安発第0331009号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長通知。以下「二課長通知」という。)の記の1.(1)により報告を行う場合にあっては、ICSR項目「B.4.k.19 医薬品に関するその他の情報」の欄に、二課長通知の記の1.(2)又は(3)により報告を行う場合にあっては、「医薬品に関するその他の情報」の欄に、半角英字で「TIKEN」と入力すること。

(2) 第273条第3項関係

規則第273条第1項第1号、同項第2号イ及びロに掲げる副作用等症例並びに規則第273条第1項第2号イ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生であって治験薬概要書から予測できる当該被験薬等の副作用等症例について、半年ごとの集積報告(以下「定期報告」という。)を求めることとしたところであるが、その様式等は、以下の①から⑨によること。

① 定期報告の様式については、次のア及びイにより提出すること。

なお、報告すべき副作用等症例がない場合には、別紙様式のみを提出すること。

ア 本通知の別紙様式に定める「治験薬重篤副作用等症例定期報告書」

イ 本通知の別添様式に定める「重篤副作用等症例の発現状況一覧」

② 別紙様式の記載方法の詳細については、別添によること。

③ 報告起算日について

報告起算日は、原則として次によることとするが、合理的な理由があり、次に掲げる以外の起算日の設定を考慮する場合には、事前に機構審査マネジメント部審査企画課に相談すること。

ア 平成21年4月1日以降に初回の治験の計画の届出を行う場合

当該治験について初回の計画の届出を行った日を起算日とすること。

なお、治験の計画の届出を要しない場合には、治験実施計画書に記載されている実施期間の開始日を起算日とすること。

イ 平成21年3月31日以前に初回の治験の計画の届出を行っている場合

当該治験について初回の計画の届出を行った日から起算して6ヵ月（以下「調査単位期間」という。）の整数倍を経過した日のうち、平成21年4月1日の直前の日を起算日とすること。

なお、治験の計画の届出を要しない場合には、治験実施計画書に記載されている実施期間の開始日から起算して調査単位期間の整数倍を経過した日のうち、平成21年4月1日の直前の日を起算日とすること。

ウ 平成21年3月31日以前に初回の治験の計画の届出を行っている場合であって、平成21年4月1日以降に新たに我が国において既に製造販売の承認を受けている医薬品の承認事項一部変更を目的とする治験（以下「一変治験」という。）に係る治験の計画の届出を行う場合

当該治験について初回の治験の計画の届出を行った日から起算して調査単位期間の整数倍を経過した日のうち、一変治験に係る治験の計画の届出を行った日の直前の日を起算日とすること。

なお、治験の計画の届出を要しない場合には、治験実施計画書に記載されている実施期間の開始日を起算日とすること。

④ 報告義務期間について

報告期間は、原則として次によることとする。

ア 平成21年4月1日以降に初回の治験の計画の届出を行う場合

報告起算日から、当該被験薬について承認を取得する又は開発中止届を提出するまでの期間とすること。

なお、治験の計画の届出を要しない場合には、報告起算日から、当該被験薬について承認を取得する又は開発を中止する旨機構審査マネジメント部審査企画課に書面（様式は自由）により申出るまでの期間とすること。

イ 平成21年3月31日以前に初回の治験の計画の届出を行っている場合

平成21年4月1日から、当該被験薬について承認を取得する又は開発中止届を提出するまでの期間とすること。

なお、治験の計画の届出を要しない場合には、平成21年4月1日から、当該被験薬について承認を取得する又は開発を中止する旨機構審査マネジメント部審査企画課に書面（様式は自由）により申出るまでの期間とすること。

ウ 平成21年3月31日以前に初回の治験の計画の届出を行っている場合であって、平成21年4月1日以降に新たに一変治験に係る治験の計画の届出を行う場合

当該一変治験に係る治験の計画の届出を行った日から、当該被験薬について承認を取得する又は開発中止届を提出するまでの期間とすること。

なお、治験の計画の届出を要しない場合には、報告起算日から、当該被験薬について承認を取得する又は開発を中止する旨機構審査マネジメント部審査企画課に書面（様式は自由）により申出るまでの期間とすること。

⑤ 報告時期について

定期報告は、調査単位期間ごとに、その期間の満了した日から2か月以内に報告すること。

ただし、最後の定期報告の調査単位期間については、承認を取得する又は開発中止届を提出する（治験の計画の届出を要しない場合にあつては開発を中止する旨機構審査マネジメント部審査企画課に書面（様式は自由）により申出る）までの期間とする。

⑥ 開発を長期間中断する場合等の定期報告の取扱いについて

ア 治験の依頼をした者は、開発が長期間中断されることが予想される場合、又は承認申請中において専門協議後の照会事項の回答作成に長期間要することが予想される場合であつて、開発が再開されるまで、又は照会事項の回答を提出するまでの期間、定期報告を留保する場合には、二課長通知の別添の7.（3）ウ.（イ）②に基づき「治験薬副作用・感染症症例報告留保申出書」（以下「留保申出書」という。）を機構審査マネジメント部審査企画課に提出することで、別途、手続きの必要はないこと。

なお、定期報告を留保している期間中も、安全性情報の収集に努め、開発が再開されるときには、当該情報を治験薬概要書及び治験実施計画書又は承認申請資料概要へ反映させること。

イ 開発の再開に伴い副作用等の定期報告を再開する場合には、二課長通知の別添の7.（3）ウ.（ウ）に基づき「治験薬副作用・感染症症例報告留保解除申出書」（以下「留保解除申出書」という。）を機構審査マネジメント部審査企画課に提出することで、別途、手続きの必要はないこと。

なお、二課長通知の別添の7.(3)ウ.(ウ)④については、当該定期報告の情報を踏まえたものであること。

また、二課長通知の別添の7.(3)ウ.(ウ)③の重篤副作用等症例の発現状況一覧については、「累計」欄に、最初の調査単位期間から初回の治験の計画の届出を行った日から起算して調査単位期間の整数倍を経過した日のうち、留保解除申出書を機構審査マネジメント部審査企画課に提出する直前の日までの副作用等症例を記載し、「当該調査単位期間」欄に、直近の調査単位期間の副作用等症例を記載すること。

- ⑦ 定期報告は、原則として、治験成分記号ごとに行うこと。また、複数の被験薬を併用する場合には、その被験薬の治験成分記号ごとに行うこと。

なお、同一成分について別の治験成分記号を用いて治験を実施する場合には、定期報告を当該成分ごとにまとめて行うことが適当な場合があるので、事前に機構審査マネジメント部審査企画課に相談すること。

- ⑧ 共同開発の際の取扱いについて

共同開発を行っている場合には、可能な限り共同開発会社で一の定期報告書を作成し、共同開発会社の連名のものを代表会社から提出すること。

なお、共同開発会社で一の定期報告書を作成できない場合には、その理由を本通知の別紙様式の備考欄に記載し、共同開発会社ごとに提出すること。

- ⑨ 提出部数及び提出先について

正本1部、正本の写し1部を機構審査マネジメント部審査企画課に、直接、持参又は郵送すること。

2. 関係通知の改正について

「「独立行政法人医薬品医療機器総合機構設立後の自ら治験を実施した者による治験副作用等報告について」の改正について」（平成17年10月25日付け薬食審査発第1025005号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）の別添のIの3.(1)イを次のように改める。

「予測できる」とする時点は、治験薬概要書の作成日又は改訂日とすること。

ただし、実施医療機関へ副作用等症例を通知する文書を治験薬概要書の別冊として保管することが自ら治験を実施した者の手順書で規定されている場合にあつては、当該通知文書の作成日を治験薬概要書の改訂日と見なすことができること。

なお、自ら治験を実施した者は、副作用等症例の発生数、発生頻度、発生条件等の傾向を十分に把握し、その傾向が治験薬概要書から予測できるかどうかについて、誤りがないよう適切に判断すること。

3. 本通知の適用時期について

本通知は、平成21年4月1日より適用する。